⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　次に掲げる工事の実績を有する者であること。単体で申請の場合は①、共同で申請の場合は②による。

①　単体で申請の場合は、以下の条件を満たすこと。

平成18年度以降（平成18年４月１日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に元請として完成し引渡しが済んでいる本工事と同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

同種工事とは、以下の㈠及び㈡の条件を満たす工事実績とする。なお、㈠及び㈡については別工事でも構わない。

㈠　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の地上６階建て以上（＊１）、かつ130戸以上（＊２）の共同住宅（１戸当りの専有面積が30㎡以上に限る。）の新築建築工事。

㈡　ＤＩＤ地区における建物除却工事（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の４階建て以上（＊３）で、合計40戸以上（＊４）又は延べ床面積合計1,000㎡以上）を含む工事

（＊１）　一つの契約で複数棟ある場合は、１棟以上が６階建て以上であること。（以下すべて同様。）

（＊２）　一つの契約で複数棟ある場合は、合計戸数が当該戸数以上であること。（以下すべて同様。）

（＊３）　一つの契約で複数棟ある場合は、１棟以上が４階建以上であること。（以下すべて同様。）

（＊４）　住宅又は住宅と同様の内装、設備を備えたものを対象とする。（以下すべて同様。）

②　共同で申請の場合は、以下の㈠及び㈡の条件を満たし、かつ、特定建設工事共同企業体の構成員として、下記⑱の特定建設工事共同企業体の構成員基準に基づいて結成された特定建設工事共同企業体であり、さらに、下記⑱に基づき当機構から本工事に係る競争参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体でなければならない。

㈠　特定建設工事共同企業体の代表者は、上記①㈠の要件を満たす者であること。

㈡　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成18年度以降（平成18年４月１日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完成し引渡しが済んでいる工事の元請又は当機構発注工事の一次下請けとして、上記①㈡の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30％以上（２社）、20％以上（３社）の場合のものに限る。）

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任とする。

①　単体で申請の場合、以下の㈠、㈣～㈭の要件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。

㈠　一級建築士又は１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の能力を有する者として、国土交通大臣が認定した者であること。

㈡　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の能力を有する者であること。なお、「これと同等以上の能力を有する者」とは、次のものをいう。

・技術士（建設部門又は農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）又は総合技術管理部門（選択科目を「建設」とするものに限る。））の資格を有する者

・これらと同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定した者

㈣　平成18年度以降（平成18年４月１日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完成し引き渡しが済んでいる上記⑸①㈠に掲げる同種工事の経験を有する者であること。

ただし、戸数については100戸とする。

また、対象建築物の工事着工日（工事に着手する日）から竣工日（建築主事及び施主等による完成検査完了日。是正項目がある場合は是正工事完了確認日）までの全ての期間に従事していなければ、上記の経験としてはみなさない。

㈤　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

㈥　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

②　共同で申請の場合の代表者は、上記①㈠、㈣～㈥の要件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。

③　共同で申請の場合の代表者以外の構成員は、上記①㈠又は㈡、㈤、㈥及び上記⑸②㈡に掲げる同種工事の経験を有する主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30％以上（２社）、20％以上（３社）の場合のものに限る。）。

ただし、対象建築物の工事着工日（工事に着手する日）から竣工日（建築主事及び施主等による完成検査完了日。是正項目がある場合は是正工事完了確認日）までの全ての期間に従事していなければ、上記の経験としてはみなさない。

⑺　施工体制等に関し、次の要件を備えていること。

①　施工にあたって、申請者の施工部門、品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること。）及び安全管理部門がそれぞれ独立した体制を取ること。

②　申請者としての「契約不適合等処理体制」が整備されていること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑼　工事請負契約の締結又は履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な契約不適合等が認められるにもかかわらず、契約不適合等の存在自体を否定する等の行為をいう。

⑽　１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）。

⑿　当支社（㈱ＵＲコミュニティを含む。）発注の工事成績について、資料の提出期限日前１年以内の期間において、60点未満のものがないこと。

⒀　当機構が関西地区において平成31年４月１日以降に発注した工事種別「建築」（同期間内に工事種別「枠組み協定一括発注」、「追加工事協定一括発注」又は「枠組み協定型一括入札」が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「建築」を対象とする。「以下本項において同じ。」）において、調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定で68点未満がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）は、競争参加資格の確認基準日において、下記の条件をすべて満たしていること。

①　当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。

②　当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

なお、共同で申請の場合の代表者以外の構成員が工事種別「土木」の認定を受けている場合は、上記の工事種別「建築」を工事種別「土木」と読み替える。

⒁　低入札価格調査対象となった者は、以下の条件をすべて満たすこと。

①　上記⑹に掲げる主任技術者又は監理技術者と同等の要件を満たす専任の技術者を１名以上追加配置できること。

②　追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認ができる書類を添付して、報告できること。